

<企画課監査指導室>

1 平成19年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

(1) 障害者自立支援法に基づく指導監査等について

障害者自立支援法に基づく指導監査については、同法に基づく制度の円滑かつ厳正な運用が求められており、都道府県・指定都市並びに中核市においては、障害福祉サービス事業者等及び管下市町村に対する指導監査の実施に当たって、指定事業者等による適切なサービス提供、新制度における事業の円滑な移行などに重点を置いた指導をできる限り実地に行うとともに、制度の周知について特段のご配慮を願いたい。

また、当省としては、自立支援指導官を設置し、都道府県などへの必要な助言、情報の提供等を予定しているところであり、19年度においては、20年1月及び2月に、自立支援指導官による指導監査の実施に必要な事項についての調査を実施することとしている。対象となる都道府県については、後日通知することとしているのでご協力願いたい。

(2) 障害者自立支援法に基づく指導監査の指針について

障害者自立支援法に基づく指導及び監査については、地方自治法に基づく、技術的助言として以下の指針を通知することとしている。

- ア 指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について
- イ 自立支援給付事務等の市町村の指導について
- ウ 障害者支援施設等に係る指導監査について

(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任（専決権付与等）している都道府県においては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施に努められたい。

イ 平成19年度指導監査の重点事項等

(ア) 特別児童扶養手当について

① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等が確保されるよう指導されたい。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認を徹底するよう指導されたい。

③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づき適正に処理されるよう指導されたい。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和60年12月28日社更第163号厚生省社会局長通知）の別紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」を踏まえ、適切な認定を行うよう指導されたい。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等によりの確に所得審査を行うよう指導されたい。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の

状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についても、周知徹底を図るよう指導されたい。

(4) 精神科病院に対する実地指導について

精神科病院に対する実地指導については、各都道府県及び各指定都市において実施されているところであるが、今年度の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査において、精神科病院に対する実地指導の検証を行った結果、入院者の処遇や法律上の諸手続等の重要事項について、指導が行われていない事例が認められ、また、指導後の改善も十分ではない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、平成10年3月3日各都道府県知事・各指定都市市長あて4部局長連名通知「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」等に基づき、指導方法に創意工夫を凝らし、適正かつ効果的な実地指導に努められたい。

2 平成19年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

平成19年度都道府県に対して行う特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査の実施計画については、別紙1のとおりであるので、ご了知願いたい。

(2) 自立支援指導官による調査

自立支援指導官による障害者自立支援法に関する指導監査については、平成20年度から実施を予定しているが、19年度は指導監査の実施にあたり必要な事項等の調査を平成20年1月及び2月において実施することとしている。調査の対象としてお願いする都道府県については後日通知するので、ご協力願いたい。

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査について

平成19年度の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査の実施計画については、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関

する法律及び結核予防法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙2の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、当該指導監査の際には、平成19年度においても、精神科病院入院者の適正な医療及び保護の観点から、引き続き、精神科病院に対する実地指導の検証を行うこととしているので、指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

(指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神科病院の実地指導及び実地審査状況
- ウ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- エ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求の処理状況（処理期間等）
- オ 精神医療費の公費負担事務処理状況（レセプト等の審査点検等）
- カ 精神科病院に対する実地指導等の検証

3 その他

平成18年度特別児童扶養手当等に係る指導監査の実施状況については、別途通知するので提出をお願いしたい。

平成19年度特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査等実施計画(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画		岐阜県	宮城県	秋田県		岩手県	栃木県	神奈川県	福岡県		自法く査の実 者援づ監めを 害支基導た査 隙立に指の調施	自法く査の実 者援づ監めを 害支基導た査 隙立に指の調施
		(1)	(1)	(1)		(1)	(2)	(2)	(2)			

(注) 上記計画については、都合により変更する場合があります。
1月及び2月の調査の実施対象となる都道府県については後日連絡する。

平成19年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施期間	自治体名	備考
各自治体ごとに実施期間を定めて別途通知する。	<p>(都道府県) [24]</p> <p>北海道 青森県 岩手県 秋田県 山形県 福島県 栃木県 千葉県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 三重県 京都府 広島県 山口県 徳島県 愛媛県 高知県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県</p> <p>(指定都市) [7]</p> <p>仙台市 千葉市 川崎市 静岡 名古屋市 京都市 福岡市</p> <p>[合計 31]</p>	<p>(注)</p> <p>1 平成18年度の対象自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、平成19年度において追加して実施する場合がある。</p>

資料編

<企 画 課>

障害保健福祉ニュース Vol. 1 (障害保健福祉情報 No. 55)
障害保健福祉ニュースの発刊と利用実態調査について

ごあいさつと障害保健福祉ニュースの発刊について

先月22日に社会・援護局障害保健福祉部長に就任しました中村吉夫です。宜しくお願
いします。障害者自立支援法が施行された直後の障害行政の大きな転換期に重責を担うこ
とになり、身の引き締まる想いを強く持っています。障害を抱えた皆さんの福祉の向上の
ため、地方自治体の皆様と手を携えて、諸課題に取り組みたいと考えています。

障害施策を進める際には、地方自治体の役割は極めて重要です。保健福祉サービスは、
国民生活に不可欠であり、地域社会の中で整備されていく必要があります。高齢者の介護
サービス、子育て支援サービスと並んで障害者のサービスも基礎的自治体である市町村が
中心になって整備することが求められます。もちろん、都道府県の支援も重要です。サー
ビスを整備する場合には、地域社会の資源を活用しなければなりませんし、就労支援とい
う局面では、企業に協力を求めることが必要です。自治体で担当されている皆さまがたが、
熱意を持ってこうしたことに取り組まれることを期待しています。私どももそうした取り
組みにエールを送りたいと思います。

翻って鑑みるに、障害者自立支援法は大変厳しいスケジュールの中で施行を行ってきま
したが、このため、自治体に対する情報発信がややもすると後手に回ってきたきらいがあ
ったことと思います。今後は、できるだけ業務の定常化を果たし早期に情報提供を行いた
い、そういう考えから、今般、この障害保健福祉ニュースを発刊することとしました。今
回は第1回ということで、法の施行状況について解説したいと思います。そして今後、毎
月1日と15日の2回、さまざまな分野の最新情報を分かりやすい形でお知らせしたいと
思います。

今年の年初は、何といたっても法の円滑運営のための特別対策の執行に全力を傾けること
となります。1、200億円というせつかくの特別財源ですので、地域における障害福祉
サービスが充実し、利用者も事業者も良かったと思える事業を実施していただきたいと思
います。その上で、今年は、就労支援や地域移行といった自立支援法の目指す取組事例を
育てていくことによって、障害者のための真の自立支援システムを構築していく年だと思
います。各自治体におかれましては、こうした前向きな取組にも是非着手していただきま
すようお願い申し上げます。さまざまな好事例をご紹介するこのニュースレターが、その
ための一助にもなることを祈っています。

平成19年2月15日 障害保健福祉部長 中村吉夫

障害福祉サービス利用の実態について

障害者自立支援法の施行状況については、これまで様々な機会を通じて把握するよう努めてきました。例えば昨年10月には、26府県で行われていた公表資料を取り急ぎまとめ、公表しました。これは、法施行後の概況をできる限り早く示さなければならないという要請があった一方で、自治体では法の施行業務に忙殺されている状況にあると認識していましたので、両者のバランスを考えて、こうした調査方法を採用したものです。その目的は達したと思いますが、国会などにおいては、やはり更に進んで詳細な全国調査を行うべきだという議論がありました。このため、今般、項目を統一した上で全国調査を実施し、すべての都道府県から回答を得、公表したものです。各自治体におかれましては、施行業務でお忙しい中、御協力ありがとうございました。

利用の中止は例外的状況である一方、全体利用者数は着実に増加

調査結果についてですが、まず障害者施設において利用者負担を理由にサービス利用を中止した方の割合は、47都道府県の加重平均で0.73%（昨年3月から10月までの累計であり、単月では0.09%）となっており、またこれを入所、通所別にみますと、入所では0.44%、通所では1.19%となっています。昨年10月の調査では、14府県の単純平均で0.39%でしたが、単月で見ると0.13%でしたので、今回の結果は、前回の調査と比べてトレンドに変化はなく、すなわち一部で報道されていたように「退所者が続出している」という状況ではなく、例外的な状況であることが確認できたと考えています。

【施設における利用者負担を理由としたサービス利用の中止】
（昨年3月から10月までの累計を一月の契約者数で除したもの）

入所	通所	全体
0.44%	1.19%	0.73%（単月0.09%）

もちろん、全体としては例外的な状況であっても、それで問題がないということではありません。実際、個別の状況にはさまざまなものがあり、自由記入欄にも、「利用者負担金の急激な増加により自宅で生活している」といった記述もあります。ただし一方で、「本人の年金は家族の生活費となっている」、「利用者負担を支払ってまで施設利用する必要がない」、「工賃以上に負担したくない」といった記述も多くみられ、自立支援法における負担そのものの問題以外に、さまざまな状況が影響していることもみてとれました。

次に、昨年3月と10月の施設契約者数を比較しますと、通所で8.53%増加（入所は0.97%増加）しており、全体で3.86%の増加となっています（3月の契約者数が不明であった2県を除いた45都道府県のデータ）。つまり、上記のとおり利用の中止事

例は例外的なのですが、更に言えばこのような中止事例を大きく上回る水準で全体利用者数が増加しており、自立支援法施行後も地域の障害福祉サービスが着実に充実していることが分かります。

【施設契約者数の推移】

昨年3月 約209千人 → 昨年10月 約217千人(+3.86%)

(参考) また、障害福祉サービスの審査支払いを行っている6国民健康保険団体連合会のデータによれば、居宅を含む利用者全体については、9.4%と更に大きく増加していることが示されています(本年4月から7月の対前年度同月比)。

退所後の生活はさまざま。仮に問題事例がある場合には丁寧な対応を

次に、施設を退所した後の状況をみますと、必ずしも皆が何もサービスを受けていないということではなく、33%は退所後他のサービスを利用しているとのことでした。一方、他のサービスを利用せずに自宅で生活している方も43%ですが、自由記入欄を見ますと、施設が市町村に連絡し相談支援につなげているという回答が多かったほか、「家業を手伝うため」、「家事手伝いをしている」などの回答も多くなっています。ただし、一部とはいえ、一方で「自宅で生活をしている」といった記述も見られます。もちろん、サービスを利用したいのに利用できず、何もせずに自宅に引き籠もっているというような状態は、できる限り避けなければなりませんので、「自宅で生活をしている」という方の中に万が一にもそうした方がいらっしゃる場合には、現場でその状況にあった個別対応を図ることが必要です。実際、自治体の中には、今回の調査を通じて把握した事例を行政ニーズとして認識し、きちんと対応を図ったところもあります。このような丁寧な対応を是非ともお願いしたいと思います。

通所施設の利用抑制、居宅サービスの状況

一方、通所施設の利用抑制は、47都道府県の加重平均で4.75%でした(昨年4月から10月までの累計。単月では0.68%)。前回10月の調査の際は、県により0.6%~2.0%という状況でしたが、これは4県のみによる状況でしたので、精度という点では限界があったことと、今回は調査期間が長くなっているため、数値が増加しているものと考えられます。

さらに、今回は、前回調査にはなかった居宅サービスについても、調査を行いました。居宅サービスは、各都道府県の調査にほとんど含まれていなかったことが端的に示しているように、必ずしも定期的な利用でない場合も多いほか、複数事業者のサービスを利用している場合もあるなど、実態調査が大変難しいという制約があります。今回も、こうした

制約を反映して30府県からの回答となっていますが、サービスの中止が0.38%、抑制が0.93%という状況でした。

障害児では中止は障害者と変わらない一方で抑制は多い～特別対策による対応

さらに、今回新たに調査した項目としては、障害児サービスの利用状況があります。障害児については、利用者負担の見直しが昨年10月からであったため、施行直後のデータしか取ることができませんが、利用中止が0.48%、抑制が4.77%という状況です。利用中止の状況は障害者のそれと変わらないのですが、抑制については、障害者では最初の一月（昨年4月）の抑制率が1.63%でしたので、障害児の方が数値が高くなっていることが分かります（なお、利用中止や利用抑制は制度の切り替え時に集中しますので、単純に今後このまま増えていくということではありません。）。

【障害児サービスの利用状況】

利用者負担を理由とした利用中止	0.48%（単月では0.24%）
利用者負担を理由とした利用抑制	4.77%

今回の調査では、入所より通所が、そして障害者より障害児が厳しいということが示されましたが、今般講じようとしている特別対策は、正に通所利用者や障害児世帯を中心に、軽減対象を課税世帯の所得割10万円まで拡大するとともに、負担上限額を2分の1から4分の1に引き下げるものですので、これらの層の負担軽減に大きく寄与するものと考えています。

（注）今回御紹介した数値については、各自治体からの報告により今後修正する可能性があります。その場合には障害保健福祉情報等により御連絡します。

（今回のレポーター：企画課課長補佐 熊木正人）

障害者自立支援法の中で、最も自治体の取り組みに切り口を求めたのは、地域生活支援事業における「相談支援事業」と「地域自立支援協議会」です。

というのは、障害者自立支援法のキーワードは、「自己選択」「自己決定」であり、これを可能にする地域を創るためには、「相談支援事業」によって利用者の生活ニーズを的確に把握し、地域で生活できるよう「地域自立支援協議会」で具体的に実現に向けて調整していくことが必要になるからです。

障害者が地域で生活するとき、その方の生活を支えていくことをみなさん考えてみてください。まず、誰に相談したらよいでしょうか？

自治体の取り組み事例をみますと、市町村がワンストップで相談可能な相談支援体制を工夫しているところが多いようです。これは、障害者が何カ所にも分けて相談に行かなくてもいいように、「身近な相談を、身近な所で」に配慮した、市町村の必須事業が背景となっています。

また、地域自立支援協議会について、国では色々な先進事例やイメージ図を出していますが、具体的に何をやるのか、どういう風に立ち上げていけばよいのかよく分からないという話を聞きます。先進事例も出来上がった姿であるため、立ち上げのプロセスがよく分からないということだと思えます。

そこで、地域自立支援協議会をどのように立ち上げていったらよいかについて、ある自治体（人口6万人）の立ち上げまでの取り組みを中心にご紹介します。

地域自立支援協議会の作り方（ある自治体の取り組みから）

まず、地域自立支援協議会を作ろう！と、市町村がかけ声をかけて、準備会を立ち上げました。あまり大勢が集まっても話がまとまらないので、最も地域の情報をつかんでいる相談支援事業者と市町村担当者が集まり、何から始めていったらいいか話し合いました。

1. 理念の共有（何のために作るのかを明確にする。）
2. どんなことをやるか並べる。（こんな事ができたら、きっと地域がよくなる。こんな事がきっと問題になると思う。など。）
3. やることを整理する。（カテゴリー毎に分けると、必要な組織が見えてくる。）
4. 組織はどうするか。
5. 構成員はどうするか。
6. ルールを決める（自治体の運営要綱の他に、協議会のルールを決める。）

このように、やることがみえてきます。更に、これを上記番号順に落とし込んでいくと、

1. 理念の共有

地域の理念が共有されることにより、地域自立支援協議会の方向性が決まります。また、細かい問題が起こったときに、解決の拠り所にもなります。

例「地域で暮らすのが当たりまえの社会の実現！」などが考えられます。

2. どんなことをやるか。

次に、関係者が集まって、地域の課題や現状をどんどん挙げてみましょう。

- ① 地域の社会資源や福祉マップなどを作って、地域の現状を共有する必要がある。
- ② 委託相談支援事業者の選定協議をすれば、「何であそこが委託され、我々が委託されなかったの？」という不満解決になると思う。
- ③ 障害福祉計画に関わることにより、地域の実情が反映され、更にその計画の実践を行っていければ、障害福祉計画に実効性が伴い、地域の福祉力につながると思う。
- ④ 生活介護やケアホームなどの社会資源利用の適切な地域ルールを作り、早い者勝ちや権威のある人からの優先利用を調整できるようにしたい。
- ⑤ 地域の情報がタイムリーに伝わり、情報に応じた調整がとれればいいと思う。
- ⑥ 施設の利用情報が分かれば、地域の対象者のサービス提供の調整が図れる。
- ⑦ 新体系に移行するには、地域の状況が分からない。地域にどのようなニーズや受け皿があり、どういう施設体系になっていったらいいか状況が分からない。
- ⑧ 委託相談支援事業者の中立・公平性が担保され、十分な相談支援が行われているかチェックする必要がある。
- ⑨ 相談支援専門員が困難ケースで悩んでおり、孤立化している。困難ケースのアドバイスや対応のあり方を協議・調整してもらえたら相談支援専門員の人材育成になる。
- ⑩ サービス利用計画の適正評価が必要になると思う。
- ⑪ 虐待などはサブ協議会のような位置づけを設けて対応していく必要がある。(虐待してるんじゃないですか？と聞いても、必ず「そんなことしてません！」と言われる。こういうきっかけから益々密室化していく。ここは専門家に入ってもらうなど専門性ををもって対応していく方がよい。)
- ⑫ 少人数の専門部会のようなものがあれば、より掘り下げた継続的な支援や経過がつかみやすい。

3. やることを整理する。(カテゴリーに分ける)

このようにして挙げられた、それぞれの地域の実情に応じた思いや課題等をカテゴリーに分けてみましょう。カテゴライズされたものを、更に落とし込んで整理すると、必要な組織まで整理されてきます。

やらなければならないことを政策や手段に置き換えると以下ようになります。

①全体的なこと（2. の①～③）→→「運営会議」（年4回程度の開催）

- 1) 協議会の事業計画や方向性の決定、2) 委託相談支援事業者の選定、3) 委託相談支援事業者の実施状況の検証、など

② 定例的なこと（④～⑨）→→「定例協議会」

- 1) 情報の共有化、2) どこで協議すべきかの調整、3) 施設等の利用調整

③ 個別的なこと（⑩）→→「部会」（部会長が事務局として進める）

- 1) 身体障害者部会、2) 知的障害者部会、3) 精神障害者部会、4) 児童（発達障害）部会、5) 就労支援部会 など、それぞれのニーズや実情に応じた協議の場を作るとよい。

それぞれの部会では、ケースカンファレンス、ケースの継続フォロー、ケース毎の地域資源調整、専門的調整・協議、などを行うことになる。

④ 専門的なこと（⑪⑫）→→「サブ協議会」（必要に応じて開催）

- 1) 虐待に関する専門協議会、2) 権利擁護、成年後見、など
専門家については、都道府県のアドバイザーを活用することとした。

⑤ 事務局会議

事業計画案や協議会の方向性について協議する。協議会のエンジンとなるところなので、相談支援事業者、市町村担当課、各部会長等で構成する。

このように、地域自立支援協議会の構成要素が整ってきますと、組織や構成員をどのようにするかということになります。

4. 組織はどうするか。

何をやるかができあがれば、理念が達成できる組織の構築を徐々に充実していくことになります。組織として考えられるのは、運営協議会（全体会）、定例協議会、部会やワーキンググループ、サブ協議会、事務局会議などが挙げられます。これは、一度作ればそれで決まりではなく、「理念が達成できる、よりよい組織」を常に工夫する努力が求められるでしょう。

なお、この自治体では、地域自立支援協議会の事務局は、委託した相談支援事業者に置くことにより、実効性のある協議会になるようにしました。

また、部会には、部会長を置き、部会運営と機能性を持たせるとともに、部会長は必要に応じて事務局会議にも参画する事として、形骸化することがないような工夫をしました。

5. 構成員はどのようにするか。

理念の共有に向け、地域自立支援協議会は地域の様々な関係機関で構成されることとなりますが、構成員が多すぎても困ります。そこで、人員整理が発生します。例えば、施設サービス事業者が5カ所あれば、障害福祉施設協議会などの任意組織が立ち上がり、そこ

での共通課題などを地域自立支援協議会に出席する代表者が持ち込んで、協議や情報の提供をすることになります。任意組織は、職域や団体毎の共通認識や課題等の共有につながるというメリットもあります。更に、このような職域や団体毎の情報共有があれば、地域のニーズ調整も円滑化します。こういう形で、組織の分野ごとに職域や団体等から構成員が決まるようになってくるでしょう。

6. ルールを決める。

組織まで出来上がると、地域自立支援協議会は市町村が実施主体ですので、市町村は何らかの形で、「運営要綱」等を作成していることと思います。しかし、それだけでは実際の地域自立支援協議会の運営に支障を来すような細かい問題などが生じると思います。例えば、複数の市町村で施設を共有しているため、地域自立支援協議会を複数の市町村で構成するなどとなった場合は、正に地域自立支援協議会の運営ルールを独自に作成する事で、円滑な運営が期待できません。

先般、講演した後に施設関係者から次のような質問を受けました。「私の施設は、新体系移行で、就労移行支援 30 名を予定してます。」ということでした。私の方から「施設のあ
る地域は就労移行者の受け入れについて、地域の関係機関の体制や企業の機運などの環境ができていますか。」と聞きますと、「地域はそういう状況になっていないが、利用者の状況のみから判断した。」ということでした。

地域自立支援協議会が立ち上がり、居宅や施設の方々のニーズが把握され、そのニーズに向かって地域をどのように変えていくかという切り口ができていない状況で、新体系移行を施設完結型で考えられている施設においては、是非、地域自立支援協議会の必要性和、そこでの情報共有をお願いしたいと思います。そのためには、是非早期の取り組みをお願いしたいのです。

このように、地域自立支援協議会とは何を行うものであるかというイメージが、共有できるところから始める工夫が必要であることが具体的に分かってきます。

「地域の理念を共有する」ということでは、先般、埼玉県東松山市を視察する機会がありました。市の担当者から「理念」の説明を受け、市内の各事業所等を見学させていただいた時、どの事業所でも「共通の理念で行われているんだ!」ということが、それぞれの担当者からの説明で分かりました。地域自立支援協議会の重要な視点は、「地域が共通理念で、同じ方向に向かっていく」ことだと思えます。この地域の理念が社会を変えていき、地域の福祉力のエネルギーを掻き立てていく源となり、社会資源の利用調整や開発に向かっていくこととなります。

障害者自立支援法の地域生活支援事業は、正に地域の実情に基づいて取り組んでいただくものです。その試金石として「相談支援事業」と「地域自立支援協議会」を自治体がどのように受け止め、船出していくか。極めて重要なものであることを認識していただき、

早急に取り組んでいただきたいものです。

そのためには、国としても全国各地の自治体の取り組みや、具体的な事例について、分かり易く、参考となる内容を収集し、発信していきたいと考えています。

(今回のレポーター：障害福祉課専門官 佐藤 博)

資料編

<企画課地域生活支援室>

都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数

(平成18年12月末現在)

都道府県・ 指定都市名	障害者スポーツ指導員登録数				
	初級	中級	上級	コーチ	
1 北海道	502	441人	57人	4人	3人
2 青森県	146	129	10	7	1
3 岩手県	178	154	21	3	0
4 宮城県	313	275	36	2	0
5 秋田県	289	273	13	3	1
6 山形県	182	156	17	9	0
7 福島県	338	307	25	6	0
8 茨城県	653	620	28	5	0
9 栃木県	338	314	19	5	1
10 群馬県	277	243	22	12	2
11 埼玉県	1,259	1,111	98	50	8
12 千葉県	665	610	49	6	3
13 東京都	1,786	1,560	156	70	11
14 神奈川県	581	505	58	18	1
15 新潟県	719	670	42	7	1
16 富山県	262	233	22	7	1
17 石川県	170	159	9	2	0
18 福井県	154	151	3	0	0
19 山梨県	92	82	9	1	0
20 長野県	480	414	51	15	2
21 岐阜県	253	237	14	2	1
22 静岡県	547	492	36	19	1
23 愛知県	878	817	37	24	3
24 三重県	392	361	27	4	0
25 滋賀県	270	218	39	13	0
26 京都府	228	202	19	7	0
27 大阪府	1,067	906	145	16	1
28 兵庫県	783	687	84	12	5
29 奈良県	279	231	43	5	0
30 和歌山県	276	251	22	3	0
31 鳥取県	98	91	7	0	0
32 島根県	98	87	9	2	0
33 岡山県	424	392	27	5	0
34 広島県	212	192	13	7	1
35 山口県	231	202	23	6	2
36 徳島県	190	181	6	3	0
37 香川県	165	149	12	4	0
38 愛媛県	254	238	12	4	1
39 高知県	253	215	28	10	2
40 福岡県	571	521	40	10	0
41 佐賀県	151	144	6	1	1
42 長崎県	232	225	6	1	0
43 熊本県	434	399	28	7	2
44 大分県	600	544	48	8	1
45 宮崎県	147	141	5	1	0
46 鹿児島県	308	296	11	1	0
47 沖縄県	215	191	16	8	1
48 札幌市	222	176	38	8	0
49 仙台市	275	199	66	10	0
50 さいたま市	177	168	7	2	0
51 千葉市	96	86	9	1	0
52 横浜市	647	603	36	8	1
53 川崎市	154	148	4	2	0
54 静岡市	39	38	1	0	0
55 名古屋	360	317	28	15	2
56 京都市	251	203	38	10	3
57 大阪市	472	377	65	30	8
58 堺市	203	156	38	9	2
59 神戸市	366	316	40	10	3
60 広島市	181	158	16	7	4
60 北九州	167	151	12	4	1
61 福岡市	288	241	34	13	2
合計	22,838	20,354	1,940	544	83

資料：(財)日本障害者スポーツ協会

都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧表

(平成18年10月31日現在)

都道府県・指定都市名	名称	〒	住所	対象とする障害者				
				3障害者	身体的	身体的のみ	知的のみ	
1	北海道	(財)北海道障害者スポーツ振興協会	060-0802	札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センター		○		
2	青森県	(財)青森県身体障害者福祉団体連合会・NPO法人青森県障害者スポーツ協会	030-0122	青森市大字野尻字今田52-4 ねむのき会館内	○			
3	岩手県	岩手県障害者社会参加推進センター	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいプラザ岩手内	○			
5	宮城県	宮城県障害者スポーツ協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県心身障害者福祉センター内	○			
4	秋田県	秋田県障害者スポーツ協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館内	○			
6	山形県	山形県障害者スポーツ協会	990-2231	山形市大字大森385番地 山形県身体障害者福祉会館内	○			
7	福島県	(財)福島県障がい者スポーツ協会	960-8670	福島市杉妻町2-16 保健福祉部自立支援領域内	○			
8	茨城県	茨城県障害者スポーツ文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6	○			
9	栃木県	栃木県障害者スポーツ協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内		○		
10	群馬県	群馬県身体障害者スポーツ協会 群馬県知的障害者スポーツ協会	371-0843 379-2214	前橋市新前橋町13-12 伊勢崎市下船町238-3			○	
11	埼玉県	埼玉県障害者スポーツ協会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124 埼玉県大宮合同庁舎3階	○			
12	千葉県	千葉県障害者スポーツレクリエーション協会	263-0016	千葉市稲毛区天台6-5-1	○			
13	東京都	(社)東京都障害者スポーツ協会	162-0823	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12F	○			
14	神奈川県	神奈川県知的障害者スポーツ振興協議会 神奈川県身体障害者スポーツ協会	221-0844 221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内 横浜市神奈川区沢渡4-2 神奈川県社会福祉会館内			○	
15	新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	950-0121	新潟市亀田向陽1-9-1 新潟ふれあい愛プラザ内	○			
16	富山県	富山県障害者スポーツ協会	930-0966	富山市石金3-8-31		○		
17	石川県	石川県障害者スポーツ協会	920-8557	金沢市本多町3-1-10	○			
18	福井県	-	-	-				
19	山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	400-0005	甲府市北新1-2-12 山梨県福祉プラザ1F	○			
20	長野県	長野県障害者スポーツ協会	381-0008	長野市大字下駒沢586	○			
21	岐阜県	岐阜県障害者スポーツ協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉会館5階	○			
22	静岡県	(財)静岡県障害者スポーツ協会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館5F	○			
23	愛知県	(社)愛知県社会福祉協議会 障害者スポーツ振興センター	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館内		○		
24	三重県	三重県障害者スポーツ協会	514-0113	津市一身田大古管670-2 三重県身体障害者総合福祉センター内	○			
25	滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	520-0037	大津市御陵町4-1 滋賀県立スポーツ会館内		○		
26	京都府	京都府障害者スポーツ振興協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 京都市障害者スポーツセンター内	○			
27	大阪府	大阪府障害者スポーツ振興協会	540-8570	大阪市中央区大手前2丁目 大阪府障害者健康福祉室内	○			
28	兵庫県	(財)兵庫県障害者スポーツ協会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県健康生活部福祉局障害者支援課	○			
29	奈良県	奈良県障害者スポーツ協会	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4 奈良県心身障害者福祉センター内		○		
30	和歌山県	和歌山県障害者スポーツ協会	641-0014	和歌山市毛見1437-218		○		
31	鳥取県	鳥取県障害者スポーツ協会	689-0201	鳥取市伏野2259-17 しらほま交流センター内		○		
32	島根県	(財)島根県障害者スポーツ協会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内	○			
33	岡山県	岡山県障害者スポーツ協会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 岡山県保健福祉部障害福祉課内	○			
34	広島県	-	-	-				
35	山口県	山口県障害者スポーツ協会	753-0072	山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内	○			
36	徳島県	(財)とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0005	徳島市南矢三町2-1-59 徳島県立障害者交流プラザ2F	○			
37	香川県	-	-	-				
38	愛媛県	愛媛県身体障害者スポーツ協会	790-8553	松山市持田町3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内			○	
39	高知県	(財)高知県障害者スポーツ振興協会	781-8065	吾川郡春野町内ノ谷1-1 高知県立障害者スポーツセンター内	○			
40	福岡県	福岡県障害者スポーツ協会	816-0804	春日市原町3-1-7 福岡県総合福祉センター6階		○		
41	佐賀県	佐賀県障害者スポーツ協会	840-0851	佐賀市天祐1-8-5 佐賀県障害者福祉会館内		○		
42	長崎県	長崎県障害者スポーツ協会	852-8104	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	○			
43	熊本県	熊本県障害者スポーツ文化協会	861-8039	熊本市長嶺南2-3-2 県立身体障害者福祉センター内	○			
44	大分県	大分県障害者体育協会	870-8501	大分市大手町3-1-1 大分県福祉保健部障害福祉課内	○			
45	宮崎県	宮崎県障害者スポーツ協会	880-0007	宮崎市原町2-22	○			
46	鹿児島県	鹿児島県障害者スポーツ協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1 ハートビカごしま3F	○			
47	沖縄県	-	-	-				
48	札幌市	(社)札幌市障害者スポーツ振興協会	063-0802	札幌市西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内		○		
49	仙台市	仙台市障害者スポーツ協会	980-0022	仙台市青葉区五橋2-12-2 仙台市福祉プラザ8F	○			
50	さいたま市	-	-	-				
51	千葉市	-	-	-				
52	横浜市	-	-	-				
53	川崎市	-	-	-				
54	静岡市	-	-	-				
55	名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会	465-0055	名古屋市名東区勢子坊2-1501 名古屋市障害者スポーツセンター内	○			
56	京都市	(財)京都市障害者スポーツ協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5	○			
57	大阪市	(社)大阪府障害者福祉・スポーツ協会	546-0034	大阪市東住吉区長居公園1-32 大阪市長居障害者スポーツセンター内		○		
58	堺市	-	-	-				
59	神戸市	(財)神戸市障害者スポーツ協会	651-0086	神戸市中央区磯上通3-1-32 神戸市立こころ市民福祉交流センター内	○			
60	広島市	広島市障害者スポーツ協会	732-0052	広島市東区光町2-1-5 広島市心身障害者福祉センター内	○			
61	北九州市	北九州市障害者スポーツ協会	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-5 北九州市障害者スポーツセンター内	○			
62	福岡市	福岡市障がい者スポーツレクリエーション振興会	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ4F	○			
合計					37	12	3	2

(注)：3障害者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者をいう。

手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：人)

都道府県名	合格者数累計	都道府県名	合格者数累計
北海道	19	島根県	8
青森県	15	岡山県	16
岩手県	10	広島県	16
宮城県	8	山口県	11
秋田県	6	徳島県	9
山形県	8	香川県	11
福島県	21	愛媛県	19
茨城県	14	高知県	9
栃木県	9	福岡県	12
群馬県	34	佐賀県	3
埼玉県	84	長崎県	16
千葉県	29	熊本県	16
東京都	366	大分県	12
神奈川県	90	宮崎県	12
新潟県	10	鹿児島県	13
富山県	9	沖縄県	7
石川県	17	札幌市	26
福井県	7	仙台市	13
山梨県	11	さいたま市	26
長野県	25	千葉市	6
岐阜県	15	横浜市	55
静岡県	11	川崎市	23
愛知県	29	静岡市	8
三重県	25	名古屋市	16
滋賀県	20	京都市	35
京都府	30	大阪市	15
大阪府	79	神戸市	19
兵庫県	37	広島市	17
奈良県	20	北九州市	10
和歌山県	19	福岡市	18
鳥取県	7	合計	1,561

(注) 第17回(平成17年度)までの手話通訳技能認定試験に合格した者の数である。

資料編

<企画課監査指導室>

(未 定 稿)

障発第 号
平成 年 月 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者支援施設等に係る指導監査について

障害者支援施設等に対する指導監査については、障害福祉制度における健全かつ適正な措置等の実施の確保を図るため、法令等に基づく適正な事業実施に努めさせるとともに、別添「障害者支援施設等指導監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いする。

なお、平成15年3月28日障発第0328016号「障害福祉施設等に係る指導監査について」は廃止する。

おって、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

障害者支援施設等指導監査指針

1. 目的

この指導監査指針は、都道府県知事、指定都市市長および中核市市長が、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第70条、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第85条および児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条第1項の規程に基づき、障害者支援施設および児童福祉施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設および重症心身障害児施設に限る。以下同じ。）（以下「障害者支援施設等」という。）の長に対して行う指導監査に関する基本事項を定めることにより、適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的とする。

2. 指導監査方法等

(1) 指導監査は、「一般監査」と「特別監査」とし、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し関係者からのヒアリング方式で行う。

なお、指定障害者支援施設である障害者支援施設については、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」（平成 年 月 日障発第 号社会・援護局障害保健福祉部長通知）による前年度の指導監査の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった場合は、当該年度における本方針による指導監査を省略して差し支えないものとする。

① 一般監査

一般監査は、原則として毎年1回は、実地に全対象障害者支援施設等に対し行うこととする。ただし、前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる障害者支援施設等（児童福祉施設を除く。）については、書面による一般監査の実施が認められるものとする。

② 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

ア 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき。

イ 最低基準に違反があると疑うに足りる理由があるとき。

ウ 度重なる一般監査によっても是正の改善がみられないとき。

エ 正当な理由がなく、一般監査を拒否したとき。

(2) 指導監査計画等

① 一般監査

障害者支援施設等に対する一般監査の実施に当たっては、監査方針、実施時期及び具体的方法等について実施計画を策定するものとする。

② 特別監査

不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題を有する障害者支援施設等を対象に随時適切に実施するものとする。

(3) 指導監査の実施通知

都道府県、指定都市および中核市は、指導監査の対象となる障害者支援施設等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により、当該障害者支援施設等に通知するものとする。

- ① 指導監査の根拠規定
- ② 指導監査の日時及び場所
- ③ 監査担当者
- ④ 出席者
- ⑤ 準備すべき書類等

3. 指導監査後の措置

(1) 指導監査結果の通知

指導監査の結果については、改善を要すると認められた事項について講評を行うものとし、後日文書によって指導の通知を行うものとする。

(2) 改善報告書の提出

文書で指摘した事項については、改善報告の提出を求めるものとする。

(3) 改善命令等

上記(1)の指導監査通知の事項について、改善の措置が講じられない場合は、個々の内容に応じ、社会福祉法第71条、法第86条または児童福祉法第46条第3項の規定により改善命令等所要の措置を講ずるものとする。

4. その他

都道府県、指定都市および中核市は、指導監査の状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行うものとする。